



昭和56年4月に開園された幼稚園は、まもなく30年の歴史を刻むことになりま。園舎を囲むようにして走る泉北道路に、開園当初はコンクリートで殺風景だった土手が、時を重ねてこけむし、趣のある土手となりました。その土手に、4月は桜の花が浮かび上がってとても美しく見えました。そして葉桜となった今、緑が青々として目にも心にも優しい落ち着いた雰囲気を作り出しています。さらに、このような自然環境がウグイスを呼び込み、「ホーホケキヨ」の美しい鳴き声も聞かせてくれます。

こんなすばらしい環境の幼稚園に、今年度新しい友だちを迎えて三歳・四歳・五歳、合わせて109人の子どもたちの生活が始まりました。

泉西幼稚園で三歳児保育が始まって5年目になります。異年齢での活動が子どもたちに定着し、大きい子が小さい子を誘って遊んだり、小さい子は大きい子の遊びにあこがれたりしながらかわって遊びます。また保護者はもちろん、地域の方々や高齢者との触れ合いを深めながら、人とかかわる力をはぐくんできてほしいと願っています。



柔らかかな日差しを浴びて散歩に出掛けた帰り道、桜の花びらが走るように飛んで行くのを見て、「あ、花びらがかけっこしている！」とか、風に舞う花びらを「雪みたい」と言って自然の様子を表現したり、また花びらを口にあてて、「先生いい音がするよ」と遊びに取り入れれたりして楽しんでいきます。



# しょうぼう119

- 住宅火災から大切な生命を守るために、
- 住宅用火災警報器を設置してください。

消防本部 ☎0123

## 住宅用火災報知器について

消防法と土岐市火災予防条例の改正により、全家庭で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

この設置の義務化は、近年、住宅火災による死者数が増加傾向にあり、死亡の主な原因が「逃げ遅れ」であることから、いち早く火災の発生を知り、避難することを目的としています。

既存住宅についても、平成23年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化となりますので、同年5月31日までに設置してください。

皆さんの生命と財産を守るためにも、まだ設置していないご家庭では、ぜひ、早めに取り付けてください。

## 住宅用火災警報器の取り付け場所は…

- 取り付けが義務付けられている所
- 取り付けをお薦めする所



## 悪質な訪問販売などにご注意ください！



消防署では、住宅用火災警報器のあっせんや販売はしません。消防署の名前をかたったり、不適正な価格や強引な販売など、悪質な訪問販売などには、くれぐれもご注意ください。そういった場面に出くわしたら、「要りません！」とはっきり断りましょう。